

令和2年（2020年）

第1回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和2年（2020年）1月30日 開催

大阪狭山市教育委員会

第1回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和2年(2020年)1月30日(木)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理人
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
中森 祐次	教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
神楽所保則	学校給食グループ課長
寺本 芳之	歴史文化グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
上尾 悦男	放課後こども支援グループ課長
隅田 よし子	学校教育グループ参事
酒谷 由紀子	学校教育グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事
山本 美由紀	子育て支援グループ参事

書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
平井 大地	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

日程第1 報告第1号 大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について

日程第2 報告第2号 第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントについて

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

年がかわりまして、令和2年の第1回大阪狭山市教育委員会定例会を始めたいと思います。

進行を竹谷教育長、よろしくをお願いします。

教育長（竹谷好弘）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから教育委員会の定例会議ということで始めさせていただきます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしております。

議事録の署名委員といたしまして、会議規則の規定によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

まず、教育長の活動報告につきまして、ページをめぐっていただきますと、1月ということで報告が出ておりますけれども、各種団体の新年の行事、年賀交歓会等に出席をいたしております。

教育委員会の関連行事といたしまして、1月12日の新春こどもまつり、13日、教育委員さんに出席いただきました成人式、それから19日日曜日、市民マラソン大会に出席いたしました。

1月20日には新年度予算関連の会議や、行財政改革推進本部会議、総合計画策定委員会ということで各種策定の大詰めを迎えている会議に出席いたしました。

今後また必要に応じて教育委員さんにもご参加いただけますように、またご案内もさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長活動報告については以上でございます。

何か特に活動報告でご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思います。

それでは、本日の議事でございますが、日程

第1、報告第1号、大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、報告第1号、大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

このたびの改正でございますが、昨年8月に、文部科学省初等中等教育局長通知、令和元年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について通知におきまして、保護者の教育費負担の軽減を図る観点から、児童生徒の卒業時に係る費用のうち、「卒業アルバム代等」を新たに補助対象費目として追加されたことに伴い、本市におきましても、卒業アルバム代等を支給できるよう所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の概要についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、第4条第1項をご覧ください。

こちらに新たに第10号としまして、「卒業アルバム代等」という文言をつけ加えております。

それから、第4条第3項の「第4号、第5号及び第7号」を「第4号、第5号、第7号及び第10号」に改めております。

この要綱につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

ちょっと確認させていただきたいんですが、公布の日からということであれば、今年度の卒業生には適用されるのかされないのか、どうなっているのでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

今年度の卒業生から適用されます。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

卒業アルバム代等という「等」というのは、卒業アルバム代に付随するものなのですか。それとも、1号から9号に関連する包括的なものなのかというのは。

教育長（竹谷好弘）

それでは、「等」の意味について、担当、どうぞ。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

本市におきましては、現在のところ、卒業アルバムそのものを想定しておりまして、ただ、ちょっと十分確認してないんですけれども、卒業アルバムにかわるような、そういった仕様のもも国としては想定しているのかなというふうに考えております。

教育委員（河合洋次）

わかりました。ありがとうございました。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと

おり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第1、報告第1号、大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第2号、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

担当に説明を求めます。お願いします。

子育て支援グループ課長（井上知久）

子育て支援グループでございます。

報告第2号、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）及び第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントについての説明をさせていただきます。

まず、概要版にてポイントの部分をご説明させていただきますと思いますので、お手元資料の概要版、A3、4ページ、1枚物の資料、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）概要版をご覧ください。

まず、計画策定の趣旨でございますけれども、簡単に経緯をご説明させていただきます。

平成24年に制定されました「子ども・子育て支援法」に基づき、本市では、平成27年に第1期の現行計画を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでまいりました。その後の平成28年には、子ども・子育て支援法の改正があり、平成29年には、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」などの改訂が行われました。また、昨年10月には、少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減を図るために、幼児教

育・保育の無償化が実施されるなどの動きもございました。

これらも踏まえまして、現行計画であります第1期の「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」の進捗状況と課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と人数を把握し、市内における教育・保育事業や子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保と、その実施時期等を盛り込んだ「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものでございます。

また、あわせまして、子どもの貧困対策も含め、子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子どもと子育てに関する総合的な施策を推進していくものでございます。

なお、本計画素案の策定に当たりましては、大阪大谷大学准教授・地下まゆみ先生を会長とし、公募市民や民生委員・児童委員、青少年指導員会、保育園・幼稚園・認定こども園の代表など14名の委員でお願いしております大阪狭山市子ども・子育て協議会をこれまで6回開催させていただき、そこでの必要な意見を踏まえ、また、市長を本部長とする大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議及びその下部組織であります幹事会におきまして、福祉・保健・医療・教育・生活など全庁的な体制のもとで策定を行ってまいりました。

次に、基本理念でございます。

基本理念につきましては、第1期の計画で掲げました「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現を継承しています。

基本理念の考え方としまして、これからの「おおさかさやま」を支える子どもたちが健やかに育つことは、市民みんなの願いでもあります。子育てについて第一義的な責任を有する保護者が安心して子どもを育てられるように、地

域全体で子どもや子育てを温かく見守り、支えることが大切です。「人」や「自然」とのふれあいのなかで心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通じて保護者、市民一人ひとりがともに成長し、子どもも大人もいきいきと輝くまちをめざしていきます。

次に、基本的な視点としまして、3つの視点から計画を進めたいと考えています。

1つ目は、「子どもを大切にする視点」。かけがえのない命をもつ一人の人間として、子どもの人権は尊重されなければならないと考え、子どもの能力や可能性などを最大限に伸ばし、子どもたちが自分らしく育っていけるよう、子ども一人ひとりを大切にするという視点。

2つ目は、「保護者の主体的な力を高める視点」。子どもが幸せになるためには、まず保護者が幸せであることが大切であり、愛情をもって楽しく子育てができるよう、親として成長することを支えるという視点。

3つ目は、「みんなで子育てを応援する視点」。社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることが不可欠となります。まちぐるみで子どもや子育て家庭を温かく見守り互いに支え合えるよう、子育てをみんなで応援するという視点。これら3つの基本的な視点にて計画を進めていくこととしました。

めくっていただきまして、基本目標でございます。

基本目標にしましても、引き続き第1期の計画を踏襲することとしております。

基本目標の1としましては、「子どもが心豊かに育つように」を掲げています。これからの社会を担う子どもたちが、豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しながら、自分の夢や希望に向かって生きていけるような環境づくりが必要です。

子どもの個性や権利が尊重される社会づくりを進めるとともに、子どもの健やかな発達に向けて、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育を安定的に提供していきます。また、責任感や規範意識など、社会の一員として必要な自覚と資質を身につけた子どもの育成を図ります。さらに、他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性とたくましく生きる力を育むために、体験的・実践的な学習や活動を中心とした教育環境・地域環境の充実を図っていきます。

基本目標の2としましては、「楽しく子育てができるように」を掲げております。親になる喜びとともに、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさが実感できるように、安心して子どもを生み、子どもを育てていくことが必要です。

子どもや子育て家庭がおかれている状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から継続的かつ多様な子育て支援の一層の充実を図ります。また、父親が積極的に子育てに参加し、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

基本目標の3としましては、「子育てを見守り支え合えるように」を掲げております。このまちで子どもを生みたいと思い、子どもたちがこのまちで生まれ育つ喜びを感じることができるよう、社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で子育てを見守り支えていくことが必要です。

子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティのなかで子どもを育むことができるよう、地域における子育て力の向上を図ります。また、親子が安心して暮らせるまちづくりを進め、地域及び社会全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じて、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざしていきます。

次に、右の3ページの計画の体系でございます。

基本目標を実現していくための基本施策、個別施策についての体系図を掲載しておりますが、こちらも基本的には現計画を踏襲するものでございますが、今回の計画から少し変更した部分がございますので、ご説明させていただきます。

基本目標3の「子育てを見守り支え合えるように」のところに、第2期の計画からは、基本施策として4番目に「子どもの貧困対策の充実」を柱立てしております。また、それにひもづく個別施策としまして、1番、「教育支援」、2番、「生活支援」、3番、「保護者の就労・社会的自立に向けた支援」、4番、「経済的支援」の4つを追加しております。

子どもの貧困対策に係る計画につきましては、個別の計画を策定せずに、第2期からの子ども・子育て支援事業計画の中で庁内関係部署との連携・調整を図りながら推進していきたいと考えております。

また、基本目標2の「楽しく子育てができるように」の5番目の基本施策「配慮が必要な子どもと家庭への支援」のところに、今後ますますグローバル化が進む中で、子どもが国際社会において活躍できるよう、多様性を理解する資質、能力、コミュニケーション力、情報活用能力等を育み、違いを認め合い、社会の一員として生きていける力を養う教育を進めるとともに、子どもや保護者に対しての相談や支援を取り組むこととし、3番目に、「多様性理解の促進」を新たに個別策として設けています。

めくっていただきまして、最後のページでございます。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する利用者の推計でございます。

まず、教育・保育のところの上の段でございます。幼稚園・認定こども園、1号認定のとこ

ろで、令和2年以降の利用者推計に対しまして、市外の民間保育園を含め、提供体制としては十分とれております。ただし、市立幼稚園の就園につきましましては、幼児教育・保育の無償化の影響もございまして低くなっていることを踏まえ、今後は利用実績や市民ニーズに応じた市立幼稚園の再編や統合についての検討を進めるとともに、教育・保育の質を高める取組みを推進していくこととしております。

下の段の保育所・認定こども園及び地域型保育事業、2号認定、3号認定のところでございます。この部分につきましましては、保育ニーズの高まりによりまして、ご覧のように令和2年以降、高い利用者推計を見込んでおりますけれども、既存施設の保育定員の見直しや拡充等によりまして定員の拡大を図ってまいりたいと考えております。

定員拡大への具体的な取組みとしまして、きりり保育園につきましまして、耐震性に問題があるということから、施設の建替えと認定こども園への移行を予定しております。それに伴いまして、令和3年度からは定員が拡大される見込みでございます。令和2年度の予算にも、きりり保育園の施設整備に係る関係予算を要求させていただいているところではございます。建替工事につきましましては、いわゆる居ながら工事の手法により、現在の園舎を運営利用しながら、運動場部分に新しい園舎を新築する予定となっております。

また、池尻なな保育園につきましても、認定こども園として令和3年から増員していただく方向で今、協議を進めておるところでございます。

次に、真ん中の地域子ども・子育て支援事業（利用実績に基づき提供体制を見直し、大きく変化するもの）としまして、放課後児童健全育成事業（放課後児童会）等、2事業を掲げてい

ます。うち、放課後児童会につきましては、来年度の申し込みを今月の17日まで受け付けした結果をもとに集計し、提供体制を予想しております。

市域全体としては十分な提供体制となっておりますけれども、一部の児童会では待機が出ている状況でございます。特に東児童会では来年度以降も依然として待機が出る見込みとなっておりますけれども、先ほどご説明させていただきましたきりり保育園の建替えにあわせまして、令和3年度からは放課後児童会のために30人程度を確保してもらえる見込みとなっております。さらに、北児童会につきましましては、令和2年度から1クラスの増設を予定しております。

また、放課後児童会以外の放課後の居場所づくりの事業との連携も深めながら、地域課題として量の見込みに応じた確保方策を展開していきたいと考えております。

次に、計画の推進に向けてでございますけれども、庁内の様々な関係部署と横断的な連携・調整を図り、子ども・子育て支援に係る施策・事業を推進するとともに、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検・評価を毎年実施してまいります。

また、地域における子ども・子育て支援に関する各主体の様々な取組みとの連携、協力、支援を積極的に進めることで、計画の推進体制の充実を図りたいと考えております。

なお、この概要版の文言等につきましまして、現段階でまだ一部、案の段階もございまして。今週月曜日に開催させていただきました本部会議の意見、またイラストや写真の取扱いなども含めまして、今後、一部修正を予定しておりますことをご報告させていただきます。

最後に、A4、1枚物の資料、パブリックコメントの募集についてでございます。

パブリックコメントにつきましまして、募集期間

としましては、令和2年2月3日月曜日から2月21日の金曜日を予定しております。

閲覧場所につきましては、大阪狭山市役所子育て支援グループ情報公開コーナー等、ご覧の施設を予定しております。また、ホームページにも掲載する予定でございます。

応募資格につきましても、他のパブリックコメントと同じように、市内に住んでいる人、市内に事務所や事業所を持っている人または法人等の団体、市内にある事務所や事業所に勤務する人、市内にある学校に在学する人、市税の納税義務がある人、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係のある人となっております。

提出方法は郵送、ファクス、電子メールにて、パブリックコメントの公表につきましては、いただいた意見とそれに対する市の考え方について公表の予定としております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、ご審議につきよろしくお願い申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

ご説明ありがとうございます。

計画ということで、今後、令和2年度から令和6年度までの5年間、子ども・子育ての方向性を示す計画でございます。

ご報告ということになりますけれども、何かご意見等あれば。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

内容ではなく、表現方法なんですけど、概要版のほうがまだ方向修正が可能であればちょっとご検討いただきたいと思うことがまず1点ございます。

基本理念の考え方の2行目のところに、「子育てについて第一義的な責任を有する保護者が」というふうに、保護者の前にすごく大きな形容する言葉がついて、修飾がついているんですけども、これを「保護者が子育てについて

第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるように」という文に変更していただけないだろうかという提案なんです。

理由は、確かに子育てについての第一義的な責任というのは子どもの権利条約にもある文言なんですけど、この言葉によって、やはりすごく追いつめられる保護者さんがいらっしゃいます。それよりも、やはり市としてやっていくことは、保護者がこういう責任を担えるように支えることなんだよということを表に出していったほうがありがたいなところがあります。

まだ修正可能であれば、少しこのことも含めて修正についてのご議論をいただきたいというのが1点目です。

2点目、よろしいでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

はい。

教育委員（井上寿美）

2点目は、内容なので、もうこれは今、私が言ってもどうにもならないのかもしれないですが、55ページ、第4章のところの（4）に母性や父性を育む取組みの推進ということで、「母性、父性」という文言が出ております。最近、やはりこの言葉自体は性別役割分業を非常に強固にしていくものであるというところで、親の性と書いて「親性」だとか、「育児性」だとか、やはり異なる言葉で、男女の別を分けるようなイメージをつけることなく、親の役割的な、いわゆる母性、父性的なものを表現していこうというふうな動きがあるなかで、これから5年間、母性や父性のこの言葉でいくのかなというのが私はとても気になりました。これは、もう今、この場で言ってもどうにもならないのかもしれませんが、何かどこかでご検討いただかなければならない言葉ではないかというふうに思っております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

今いただいた2つの点、ご意見につきまして、何かご回答、説明等ありますでしょうか。

1点だけ。最初のご質問で、概要版のご意見、ご指摘をいただいておりますけれども、この保護者の表現について、本計画との整合という点ではいかがでしょうか。その辺も含めてちょっとご説明、ご回答のほうをお願いいたします。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

基本理念、一番最初にいただきましたご意見の部分でございますけれども、第1期の計画のときからこの書きぶりになっておるといふ経緯がございますが、今、井上委員からいただきました意見をパブリックコメントでいただく意見と同様の扱いで検討材料とできたらと考えております。

教育長（竹谷好弘）

2点目についても同様の対応ということでしょうか。

子育て支援グループ課長（井上知久）

はい。

教育長（竹谷好弘）

それでは、この原案どおりパブリックコメントにかかりますけれども、ご意見ということでいただき、今後、審議に活かしていくというふうな扱いになるということでございます。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等がないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしということで、日程第2、報告第2号については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会

議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員